

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づく略式代執行により除却を実施した空き家内に残置されていた動産を処分しますので、次のとおり公告します。

令和2年3月31日

京都市長 門川 大作

1 代執行により除却を実施した空き家について

(1) 所在地

京都市右京区西院東今田町30番

(2) 対象の空き家

当該所在地内にある家屋番号30番の11, 77番の建築物

2 残置されていた動産の概要

位牌, 仏壇, 写真, アルバム, 食器, 机など

3 保管場所

右京区役所内(京都市右京区太秦下刑部町12)

なお、保管場所は変更となる場合がありますので、詳細は下記6へお問い合わせください。

4 保管期限

令和2年6月30日

5 処分について

上記4の期限までに、所有者の申し出がない場合、本市において処分します。

6 問合せ先

都市計画局まち再生・創造推進室(電話: 075-222-3503)

7 その他

(1) 引き取りに来る場合は、事前に上記6へ御連絡ください。

(2) 所有者本人が引き取りに来る場合は、身分証明書を持参してください。

(3) 代理人が引き取りに来る場合は、委任状及び代理人の身分証明書を持参してください。

(4) 引き取りに要した費用について、京都市は一切負担しないものとします。

(都市計画局まち再生・創造推進室)